

工場立地法区準則条例（案）概要

1 制定の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)の施行により工場立地法が改正され、平成24年4月1日から国の基準に代えて特定工場の緑地面積率等を規定できる権限などが、東京都から委譲された。

この法改正を受け、工場立地法第4条の2第2項に基づき、国の基準に代えて特定工場の緑地面積率等の規定を区準則条例として定めるものである。

(1) 特定工場

ア 業種 製造業、ガス・熱・電気（水力・地熱・太陽光発電所は除く）供給業
イ 規模 敷地面積9,000m²以上又は建築面積3,000m²以上

(2) 経過措置

東京都内の区市では、平成25年3月31日までは、東京都工場立地法地域準則条例（都条例）が適用されている。

2 条例の概要

(1) 特定工場における緑地面積率・環境施設面積率の基準について
現行の都条例と同率の基準とする。

区分	用途地域	区準則条例	都条例	工場立地法準則 (国の基準)
緑地面積率 (環境施設* 面積率)	準工業 工業・工業専用 (区域)	15%以上** (20%以上)		
	上記以外		20%以上 (25%以上)	

* 環境施設 緑地及び噴水、水流、池その他修景施設、屋外運動場、広場等

** 屋上・壁面緑化等の面積は、緑地面積の1/4までを緑地面積に算入できる。

(2) 敷地が区域の内外にまたがる場合の適用について

特定工場の敷地の過半が区域に存するときは、この条例の規定を当該特定工場の敷地の全部について適用する。

(3) 既存工場等の生産施設の面積変更が行われる場合の適用について

生産施設の面積変更に伴い設置する緑地面積、環境施設面積は、付則に定める算定方法によるものとする。

3 施行日

平成25年4月1日